

産業廃棄物収集運搬業許可一覧

	取得自治体 許可番号	許可の年月日	許可の有効年月日	先行許可	事業の範囲	
		新規許可年月日				
東	愛知県 第02300069818号	令和7年7月15日	令和12年5月14日	○	積替え、保管を除く。 汚泥(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃油、廃酸(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃プラスチック類(自動車等破砕物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)、及び陶磁器くず(自動車等破砕物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類(水銀含有ばいじん等を除く。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。))以上14品目(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)	
		平成12年5月15日				
	岐阜県 第02100069818号	令和7年8月14日	令和12年8月13日	○	積替え、保管を除く。 汚泥、廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。))及び陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。)、がれき類(これらのうち石綿含有産業廃棄物であるものを除く。)、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ以上13品目 上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。	
		平成12年8月14日				
海	静岡県 第02202069818号	令和3年4月23日	令和8年4月22日	×	積替え及び保管行為を除く。 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず 以上3品目	
		平成13年4月23日				
	三重県 第02400069818号	令和7年12月3日	令和12年9月28日	○	保管・積替えを除く。 汚泥(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。))以上8種類 (これらの品目は水銀使用製品産業廃棄物を除く。)	
北陸	石川県 第01704069818号	令和7年3月24日	令和12年3月23日	○	積替え、保管を除く。 廃プラスチック類(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)、木くず これらのうち特別管理産業廃棄物であるもの及び石綿含有産業廃棄物であるものを除く以上2種類	
		平成17年3月24日				
	福井県 第1807069818号	令和5年10月13日	令和10年8月27日	○	積替保管を含まない。 廃プラスチック類、木くず(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)) 以上2種類	
甲信越	富山県 第01609069818号	令和4年11月17日	令和9年11月5日	×	収集運搬(積替え・保管を除く) 汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類(これらのうち水銀使用製品産業廃棄物であるものを除き、水銀含有ばいじん等であるものを除き、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)) (以上10種類)	
		平成19年11月6日				
	長野県 第2009069818号	令和5年3月18日	令和10年3月17日	○	収集運搬業(積替保管を除く。) 廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、繊維くず、ゴムくず (以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。))以上8種類	
関西	滋賀県 第02501069818号	令和5年1月13日	令和10年1月6日	○	積替えのための保管を除く。 廃プラスチック類/紙くず/金属くず 以上3項目	
		平成15年1月7日				
	大阪府 第02700069818号	令和4年1月4日	令和9年1月3日	○	積替え・保管を含まない。 ・廃油・廃プラスチック類・木くず・金属くず 石綿含有産業廃棄物を含む 水銀使用製品産業廃棄物を除く 水銀含有ばいじん等を除く 以上4種類	
関東	茨城県 第00801069818号	令和7年11月2日	令和12年11月1日	×	積替え保管を除く。 廃プラスチック類(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を除く) 以上1種類	
		平成17年11月2日				
	栃木県 第00900069818号	令和7年9月22日	令和12年9月21日	×	積替え保管を除く。 廃プラスチック類(特別管理産業廃棄物であるものを除く。))	
		平成17年9月22日				
	群馬県 第01000069818号	令和4年5月24日	令和9年5月23日	○	(積替え 保管を除く) 廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (以上4種類)	
		平成19年5月24日				
	千葉県	埼玉県 第01102069818号	令和7年2月13日	令和11年9月6日	×	積替え、保管を除く。 廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。))及び陶磁器くず 以上2種類
			平成16年9月7日			
千葉県 第01200069818号		令和7年9月22日	令和12年7月26日	×	積替え保管を除く。 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)) ※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。 ※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品三郷廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。	
中国	東京都 第1300069818号	令和6年8月9日	令和11年8月8日	○	保管・積替えを除く。 廃プラスチック類 以上1種類	
		平成16年8月9日				
	神奈川県 第01403069818号	令和6年9月20日	令和11年7月11日	×	積替え・保管を除く。取り扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類 以上5種類 ※1:石綿含有産業廃棄物を含む。 ※2:水銀使用製品産業廃棄物を含む。 ※3:水銀含有ばいじん等を含む。 (注1)石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。	
平成16年7月12日						
岡山県 第03308069818号	令和4年9月6日	令和9年8月19日	○	積替え(無) 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず (これらのうち自動車等破砕物を含む、石綿含有産業廃棄物を除く。)) 以上3種類		
	平成19年8月20日					
広島県 第03400069818号	令和6年12月12日	令和11年12月11日	○	積替え・保管を含まない。 廃プラスチック類及び木くず(これらのうち廃プリント配線板、廃容器包装、自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)) 以上2種類		